

補助金等取扱基準

補助金等の名称	防犯灯LED化補助金
補助事業等の目 標	市内の区及び自治会が実施する防犯灯のLED化に係る経費を補助することにより、安全安心で環境にも配慮したまちづくりを推進する。
補助事業等の対 象 者	市内の区及び自治会
補助対象経費	市内に既に設置されている防犯灯であって、LED防犯灯以外のものをLED防犯灯に交換する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	1箇所につき10,000円とする。ただし、補助対象経費の額が10,000円に満たないときは、当該補助対象経費の額とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 市内全域の防犯灯LED化を早期に進めるためには、補助を行い、区及び自治会の負担軽減を図ることが必要不可欠であるため。
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成30年4月1日
補助事業等の終了時期	令和6年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 防犯灯LED化を推進していくことが重要であるため。
情報 の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、必要に応じて次に掲げる書類を補助金等交付申請書に添付して市長に提出しなければならない。 (1) 見積書 (2) 収支予算書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 消防庶務課 庶務係

平成30年 3月16日 制定 (平成30年 4月 1日 施行)
令和 3年 3月17日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)